

地域で安心して出産ができる助産所の存続を求める意見書

2006年6月に医療制度改革関連法案が成立し、医療法第19条が改定された（2008年4月1日施行）。これによって、助産所の開設者は、嘱託する産婦人科の嘱託医と新生児医療を含む嘱託する病院または診療所を定めることとされ、従前より規制が強化された。この改正は、出産の異常時等における母子の安全を確保することが趣旨である。しかし、現実には、産科医師や地域の産科病院・診療所が不足する中、助産所が嘱託する医師や病院を個人で確保することは極めて困難な状況である。

本来機能すべき地域医療体制や周産期医療システムの整備が不十分であるために、妊産婦・新生児の緊急時搬送体制が整っていないことが問題である。出産の8割は正常分娩であり、助産師が十分担えることは、日本の母子保健の歴史からも明らかである。また、オランダ、ニュージーランド、英国などでは助産師が十分に活用されている。現在、出産は病院や診療所が主流となっているが、助産所は妊産婦に寄り添った出産のみならず、その後の子育て支援を行う等、重要な役割を果たしている。

しかしながら、このまま改正医療法が施行されれば、2008年度以降、助産所は、新たな開業はもとより存続さえ困難になる。身近な地域において、安心して出産できる助産所を失うことは、女性にとっても社会にとっても大きな損失である。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、全国の助産所が閉鎖の危機に瀕している緊急事態、及び産科医師、助産師、産科病院・診療所・助産所が不足し、「お産難民」が深刻化している現状にかんがみ、下記のことを強く求めるものである。

記

- 1 改正「医療法」第19条の施行を、当分の間、凍結すること。
（当分の間とは、産科医師や地域の産科病院等の不足の解消、または下記2、3が整備されるまでの間をいう。）
- 2 参議院厚生労働委員会の附帯決議（2006年6月13日）に基づき、国及び地方自治体が、責任を持って助産所の嘱託医・嘱託医療機関を確保すること。
- 3 国は、各都道府県の総合周産期母子医療センター、各地域の中核病院や公的医療機関が助産所や診療所からの緊急搬送を円滑に受け入れられるよう、適宜適切な支援を講ずること。
- 4 国は、各都道府県における助産師養成枠の増加と質の高い助産師教育を促進すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年12月21日

三鷹市議会議長 石 井 良 司